税関	税関長
沖縄地区税関	沖縄地区税関長

二　委任の期間
個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第十三条第一項の規定により個人情報保護委員会が定めた委任の期間

税関	税関長
沖縄地区税関	沖縄地区税関長

二　委任の効力の発生する日
平成十七年四月一日

備考　表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。

○財務省告示第百五十三号

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行に伴い、財務省の保有する個人情報の保護に係る権限又は事務を委任する件（平成十七年財務省告示第百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月三十日　財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
一　委任する権限及び委任を受ける職員の官職 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第四十四条第三項の規定により、財務大臣が国税庁長官に、法第四十条に規定する権限を委任した場合においては、国税局（沖縄国税事務所を含む。）又は税務署の所掌に係るものについては、個人情報取扱事業者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。	一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 財務大臣の所掌に係る法第三十二条から第三十四条まで、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十六条から第四十八条までに規定する権限又は事務で国税庁長官に委任されたもののうち、国税局（沖縄国税事務所を含む。）又は税務署の所掌に係るものについては、個人情報取扱事業者又は認定個人情報保護団体（認定を受けようとする者を含む。）の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限又は事務を行うことを妨げない。
二　委任の期間 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第十五条第四項の規定により財務大臣が定めた委任の期間	二　委任の効力の発生する日 平成十七年四月一日

改正後	改正前
一　委任する権限及び委任を受ける職員の官職 財務大臣の所掌に係る法第二章から第四章の二まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のうち、次表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。	一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職 財務大臣の所掌に係る法第二章から第四章まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）に定める権限又は事務のうち、次表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

財務局（財務支局を含む。）	財務局長（財務支局にあっては、財務支局長）
税関	税関長
沖縄地区税関	沖縄地区税関長

附　則

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。

○国税庁告示第九号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律に基づき財務大臣から国税庁長官に委任された権限又は事務の一部を委任する件（平成十七年国税庁告示第十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月三十日から施行する。

平成二十九年五月三十日　国税庁長官　迫田　英典

○文部科学省告示第八十一号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第三条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定める資格を定めるとともに、第五条第一項の規定により、平成二十九年度幼稚園教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年五月三十日　文部科学大臣　松野　博一

一　取得できる普通免許状の種類
幼稚園教諭二種免許状

二　平成二十九年度幼稚園教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の実施機関
国立大学法人北海道教育大学、国立大学法人宮城教育大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人愛知教育大学、国立大学法人大阪教育大学、国立大学法人岡山大学及び国立大学法人福岡教育大学

三　認定試験の受験資格
イ　認定試験を受けることができる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる者であって、ロに規定する文部科学大臣が定める資格を有するものとする。
(1)　大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者
(2)　(1)に掲げるもののほか、高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成九年四月一日までに出生した者